

ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ ป.8/2566

เรื่อง แก้ไขเพิ่มเติมประเภทกิจการที่ไม่ให้สิทธิและประโยชน์

ตามประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ ป.4/2565

非公式訳

投資委員会事務局布告

第 Por. 8/2566

件名：投資委員会事務局布告第 Por. 4/2565 号に基づく恩典の対象外とする

業種の改定増補

---

機械の入れ替えおよび自動化システム導入による効率化のための投資を促進するため、仏暦 2520 年（西暦 1977 年）投資奨励法第 13 条、第 16 条、第 18 条に基づき、投資委員会事務局は、仏暦 2565 年（西暦 2022 年）12 月 16 日付投資委員会事務局布告第 Por. 4/2565 件名：投資委員会布告第 11/2565 号、第 12/2565 号、第 13/2565 号、第 14/2565 号、第 15/2565 号および第 17/2565 号に基づく恩典の対象外とする業種の 4.1 を廃止し、以下を代わりに使用する。

“4.1 機械の入れ替えおよび自動化システム導入による効率化のための措置、製造またはサービスにおける自動化システムおよびロボットの導入による産業を高度化するための措置、インダストリー4.0 へのレベルアップによる効率化のための措置、およびインダストリー4.0 へのレベルアップによる産業を高度化するための措置に基づき、恩典の対象外とする業種は以下のとおり、

4.1.1 機械の入れ替えおよび自動化システム導入（自動化システムまたはロボットを導入した場合）による効率化のための措置、製造またはサービスにおける自動化システム及びロボットの導入による産業を高度化するための措置、インダストリー4.0 へのレベルアップによる効率化のための措置、およびインダストリー4.0 へのレベルアップによる産業を高度化するための措置は以下のとおり、

2.2.2.2 健康回復センター

3.6 一般自動車の製造

3.7 オートバイの製造（総排気量が 248cc 未満は除く）

3.8 Battery Electric Vehicle (BEV)、Plug-In Hybrid Electric Vehicle (PHEV) Hybrid Electric Vehicle (HEV)の電気自動車およびバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造 (Plug-In Hybrid Electric Vehicle (PHEV) および Hybrid Electric Vehicle (HEV)の製品のみ)

5.2.4.2 セメントの製造

5.4.10 コイルセンター

8.3.3 コーワーキングスペース (Co-Working Space) 事業

10.1.1 貿易ならびに投資支援事務所 (Trade and Investment Support Office: TISO)

10.1.2 国際ビジネスセンター (International Procurement Office: IPO)

4.1.2 機械の入れ替えおよび自動化システム導入 (自動化システムやロボットを使用していなかった場合) による効率化のための措置は以下のとおり、

3.7 オートバイの製造 (総排気量が 248cc 未満は除く)

3.8 Battery Electric Vehicle (BEV)、Plug-In Hybrid Electric Vehicle (PHEV) Hybrid Electric Vehicle (HEV) の電気自動車およびバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造 (Plug-In Hybrid Electric Vehicle (PHEV) および Hybrid Electric Vehicle (HEV) の製品のみ)

この規定に基づき、現在、奨励を申請している、投資委員会が投資奨励を発表した B グループ事業”

なお、只今より有効とする。

公布日 仏暦 2566 年 (西暦 2023 年) 4 月 26 日

ナリット・タートサティラサック

(ナリット・タートサティラサック)

投資委員長官